

# 社会保障審議会年金数理部会（第31回）

平成20年3月19日（水）  
10時00分～12時00分  
於：はあといん乃木坂

## 議事次第

### ○ 議題

1. 財政状況に関し公的年金各制度から報告を求める事項について
2. 財政状況の分析においてさらに検討が必要な事項について
3. その他

### 〔配布資料〕

- 資料1 財政状況に関し公的年金各制度から報告を求める事項について  
資料2 財政状況の分析においてさらに検討が必要な事項について  
参考資料 公的年金制度一覧

## 財政状況に関し公的年金各制度から報告を求める事項について

社会保障審議会年金数理部会では、毎年度、公的年金各制度の財政状況について制度所管省に報告を求めているが、平成 18 年度の財政状況について報告を求める際には、以下の事項につき対応することとする。

### 1. 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率（実績）について

- ・「標準報酬月額ベース」に加え、「総報酬ベース」についても併記する。

### 2. 積立金の運用状況における資産構成について

- ・積立金の資産構成における「有価証券等」について、資産区分別（「国内債券」、「外国債券」、「国内株式」及び「外国株式」別）の状況の特記事項欄に記載する。

4. 積立金の運用状況について

○資産構成

区 分	金 額		構成割合	
	簿価ベース	時価ベース	簿価ベース	時価ベース
	億円	億円	%	%
流動資産				
現金・預金				
未収収益・未収金等				
固定資産				
預託金				
有価証券等				
金銭信託				
有価証券				
国内債券				
外国 "				
国内株式				
外国 "				
証券投資信託				
有価証券信託				
生命保険等				
不動産				
貸付金				
流動負債等				
合計(=年度末積立金額)			100.0	100.0
運用利回り	%	%		
特記事項	※(この欄に、時価評価の方法を記載してください。)			

○総合費用率

決算結果(実績)

	総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{①-⑥}{②} \times 100$	実質的な支出 ③+④+⑤ -⑦-⑧-⑨ 億円	標準報酬 総額 億円	給付費 (注5) 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %
平成14年度	< >		< >	( )								
平成15年度	< >		< >	( )								
平成16年度	< >		< >	( )								
平成17年度	< >		< >	( )								
平成18年度	< >		< >	( )								

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4:平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注5:(再計算結果の給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)給付費の( )内は基礎年金交付金を控除した後の額である。

平成16年財政再計算結果

	総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{①-⑥}{②} \times 100$	実質的な支出 ③+④+⑤ -⑦-⑧-⑨ 億円	標準報酬 総額 億円	給付費 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %
平成17年度												
平成18年度												
平成19年度												
平成20年度												
平成21年度												

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:「総報酬ベース」の数値である。

注4:(給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)再計算結果の③給付費は、基礎年金交付金を控除した後の額である。

(国共済、地共済の場合)

○厚生年金相当部分に係る総合費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	① —×100 ②	③+④+⑤ -⑥-⑦ -⑧-⑨	標準報酬 総額	職域部分 を除いた 給付費 (注1)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)	職域部分を除い た発生ベースの 追加費用(注4)	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入 (注5)	賃金 上昇率 (注6)	物価 上昇率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成14年度	< >		< >									
平成15年度	< >		< >									
平成16年度	< >		< >									
平成17年度	< >		< >									
平成18年度	< >		< >									

注1: 職域部分を除いた給付費として、新共済年金については年度末の決定年金額を用いて、旧共済年金については一定割合を掛けることによって算出した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金※」のことである。(※ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金として、給付費按分で推計した額を計上している。)

注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: ここでは、職域部分を除いた追加費用として、給付費按分で推計した額を計上している。

注5: ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金収入として、給付費按分で推計した額を計上している。

注6: 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注7: 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

平成16年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥		⑧	⑨	⑩	⑪
	① —×100 ②	③+④+⑤ -⑥-⑧-⑨	標準報酬 総額	厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分除く) (注1)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)	.....	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入 (注4)	賃金 上昇率	物価 上昇率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円		億円	億円	%	%
平成17年度												
平成18年度												
平成19年度												
平成20年度												
平成21年度												

注1: 厚生年金相当部分の給付費(追加費用分除く)とは、追加費用分を除いた給付費から職域部分の給付費用を除いた額として推計した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金※」のことである。(※ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金として、給付費按分で推計した額を計上している。)

注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金収入として、給付費按分で推計した額を計上している。

注5: 「総報酬ベース」の数値である。

## (私学共済の場合)

○厚生年金相当部分に係る総合費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥		⑨	⑩	⑪
	$\frac{①}{②} \times 100$	$③ + ⑤ + ⑥ - ⑨$	標準報酬 総額	厚生年金 相当給付費 (注1)	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く)	その他 拠出金 (注2)		財政調整 拠出金 収入	賃金 上昇率 (注3)	物価 上昇率
			億円	億円	億円	億円	億円		億円	%	%
平成14年度	< >		< >						-		
平成15年度	< >		< >						-		
平成16年度	< >		< >						-		
平成17年度	< >		< >						-		
平成18年度	< >		< >						-		

注1: 厚生年金相当給付費とは、厚生年金保険法附則第19条第4項第1号に規定する「年金たる給付に要する費用のうち年金たる保険給付に相当する給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した額」のことである。なお、この給付費には、国庫・公経済負担、追加費用及び基礎年金交付金は含まれていない。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」のことである。

注3: 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4: 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

平成16年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率	①	②	③	④	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{①}{②} \times 100$	$③ + ④ + ⑥ - ⑦ - ⑧ - ⑨$	標準報酬 総額	厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分除く) (注1)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金 収入	賃金 上昇率	物価 上昇率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成17年度									-		
平成18年度									-		
平成19年度									-		
平成20年度									-		
平成21年度									-		

注1: 厚生年金相当部分の給付費(追加費用分除く)とは、追加費用分を除いた給付費から職域部分の給付費費用を除いた額として推計した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」のことである。

注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: 「総報酬ベース」の数値である。

○独自給付費用率

決算結果(実績)

	独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	$\frac{①-⑦-⑤}{②} \times 100$	実質的な支出 ③+④+⑥ -⑧-⑨-⑩ 億円	標準報酬 総額 億円	給付費 (注5) 億円	基礎年金 拠出金 億円	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く) 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %
平成14年度	< >		< >	( )									
平成15年度	< >		< >	( )									
平成16年度	< >		< >	( )									
平成17年度	< >		< >	( )									
平成18年度	< >		< >	( )									

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4:平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注5:(再計算結果の給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)給付費の( )内は基礎年金交付金を控除した後の額である。

平成16年財政再計算結果

	独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	$\frac{①-⑦-⑤}{②} \times 100$	実質的な支出 ③+④+⑥ -⑧-⑨-⑩ 億円	標準報酬 総額 億円	給付費 億円	基礎年金 拠出金 億円	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く) 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %
平成17年度													
平成18年度													
平成19年度													
平成20年度													
平成21年度													

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:「総報酬ベース」の数値である。

注4:(給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)再計算結果の③給付費は、基礎年金交付金を控除した後の額である。

(国共済、地共済の場合)

○厚生年金相当部分に係る独自給付費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	① —×100 ②	③+④+⑥ -⑤-⑦ -⑧-⑨-⑩	標準報酬 総額	職域部分 を除いた 給付費 (注1)	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く)	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)	職域部分を除いた発生ベースの 追加費用(注4)	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入 (注5)	賃金 上昇率 (注6)	物価 上昇率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成14年度	< >		< >										
平成15年度	< >		< >										
平成16年度	< >		< >										
平成17年度	< >		< >										
平成18年度	< >		< >										

- 注1: 職域部分を除いた給付費として、新共済年金については年度末の決定年金額を用いて、旧共済年金については一定割合を掛けることによって算出した額を計上している。  
 注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金※」のことである。(※ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金として、給付費按分で推計した額を計上している。)  
 注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。  
 注4: ここでは、職域部分を除いた追加費用として、給付費按分で推計した額を計上している。  
 注5: ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金収入として、給付費按分で推計した額を計上している。  
 注6: 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。  
 注7: 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

平成16年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑨	⑩	⑪	⑫
	① —×100 ②	③+④+⑥ -⑤-⑦ -⑨-⑩	標準報酬 総額	厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分除く) (注1)	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く)	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)	.....	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入 (注4)	賃金 上昇率	物価 上昇率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円		億円	億円	%	%
平成17年度													
平成18年度													
平成19年度													
平成20年度													
平成21年度													

- 注1: 厚生年金相当部分の給付費(追加費用分除く)とは、追加費用分を除いた給付費から職域部分の給付費用を除いた額として推計した額を計上している。  
 注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金※」のことである。(※ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金として、給付費按分で推計した額を計上している。)  
 注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。  
 注4: ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金収入として、給付費按分で推計した額を計上している。  
 注5: 「総報酬ベース」の数値である。

(私学共済の場合)

○厚生年金相当部分に係る独自給付費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	①	②	③	④		⑥		⑨	⑩	⑪
	① —×100 ②	③+⑥-⑨ 億円	標準報酬 総額 億円	厚生年金 相当給付費 (注1) 億円	基礎年金 拠出金 億円		その他 拠出金 (注2) 億円		財政調整 拠出金 収入 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %
平成14年度	< >		< >						—		
平成15年度	< >		< >						—		
平成16年度	< >		< >						—		
平成17年度	< >		< >						—		
平成18年度	< >		< >						—		

注1: 厚生年金相当給付費とは、厚生年金保険法附則第19条第4項第1号に規定する「年金たる給付に要する費用のうち年金たる保険給付に相当する給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した額」のことである。なお、この給付費には、国庫・公経済負担、追加費用及び基礎年金交付金は含まれていない。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」のことである。

注3: 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4: 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

平成16年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	① —×100 ②	③+④+⑥ -⑤-⑦ -⑧-⑨ 億円	標準報酬 総額 億円	厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分除く) (注1) 億円	基礎年金 拠出金 億円	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く) 億円	その他 拠出金 (注2) 億円	国庫・ 公経済負担 (注3) 億円	基礎年金 交付金 億円	財政調整 拠出金 収入 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %
平成17年度										—		
平成18年度										—		
平成19年度										—		
平成20年度										—		
平成21年度										—		

注1: 厚生年金相当部分の給付費(追加費用分除く)とは、追加費用分を除いた給付費から職域部分の給付費用を除いた額として推計した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」のことである。

注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: 「総報酬ベース」の数値である。

○収支比率

決算結果(実績)

	収支比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	$\frac{①-⑤}{⑨+⑩} \times 100$	実質的な支出 ②+③+④ -⑥-⑦-⑧ 億円	給付費 (注5) 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済 負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	保険料 収入 (注4) 億円	運用収入 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %	運用 利回り %
平成14年度 [時価ベース]	[ ]		( )								[ ]			[ ]
平成15年度 [時価ベース]	[ ]		( )								[ ]			[ ]
平成16年度 [時価ベース]	[ ]		( )								[ ]			[ ]
平成17年度 [時価ベース]	[ ]		( )								[ ]			[ ]
平成18年度 [時価ベース]	[ ]		( )								[ ]			[ ]

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4:私学共済の場合、保険料収入に都道府県補助金を含める。

注5:(再計算結果の給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)給付費の( )内は基礎年金交付金を控除した後の額である。

平成16年財政再計算結果

	収支比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	$\frac{①-⑤}{⑨+⑩} \times 100$	実質的な支出 ②+③+④ -⑥-⑦-⑧ 億円	給付費 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済 負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	保険料 収入 億円	運用収入 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %	運用 利回り %
平成17年度														
平成18年度														
平成19年度														
平成20年度														
平成21年度														

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:(給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)再計算結果の②給付費は、基礎年金交付金を控除した後の額である。

○積立比率

決算結果(実績)

	積立比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	$\frac{⑨}{①-⑤}$	実質的な支出 ②+③+④ -⑥-⑦-⑧	給付費 (注4)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金 (注1)	国庫・ 公経済負担	追加費用	基礎年金 交付金	その他 交付金等 収入(注2)	前年度末 積立金	賃金 上昇率 (注3)	物価 上昇率	運用 利回り
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
平成14年度 [時価ベース]	[ ]	( )	( )							[ ]			[ ]
平成15年度 [時価ベース]	[ ]	( )	( )							[ ]			[ ]
平成16年度 [時価ベース]	[ ]	( )	( )							[ ]			[ ]
平成17年度 [時価ベース]	[ ]	( )	( )							[ ]			[ ]
平成18年度 [時価ベース]	[ ]	( )	( )							[ ]			[ ]

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4:(再計算結果の給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)給付費の( )内は基礎年金交付金を控除した後の額である。

平成16年財政再計算結果

	積立比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	$\frac{⑨}{①-⑤}$	実質的な支出 ②+③+④ -⑥-⑦-⑧	給付費	基礎年金 拠出金	その他 拠出金 (注1)	国庫・ 公経済負担	追加費用	基礎年金 交付金	その他 交付金等 収入(注2)	前年度末 積立金	賃金 上昇率	物価 上昇率	運用 利回り
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
平成17年度													
平成18年度													
平成19年度													
平成20年度													
平成21年度													

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:(給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)再計算結果の②給付費は、基礎年金交付金を控除した後の額である。

## 財政状況の分析においてさらに検討が必要な事項について

### 1. さらに検討が必要な事項

- ・ 離婚時の年金分割、及び、第3号被保険者期間に係る年金分割  
に関連して検討すべき事項（別紙参照）

（注）本事項は、平成19年度以降の各制度の財政状況についての報告に係る。

### 2. 今後の対応

上記のさらに検討が必要な事項については、技術作業委員会において技術的・専門的観点から検討を行うこととしてはどうか。

## 《 別 紙 》

### 離婚時の年金分割、及び、第3号被保険者期間に係る年金分割 に関連して検討すべき事項について

#### 1. 離婚時の年金分割、第3号被保険者期間に係る年金分割

##### ○年金分割

- ・平成19年4月から「離婚時の年金分割」（以下、「離婚分割」と表記）が行われている。
- ・また、平成20年4月から「第3号被保険者期間に係る年金分割」（以下、「3号分割」と表記）が施行される。
- ・これらの年金分割に伴い、
  - ① それまで当該制度の被保険者でなかった者が年金分割を受けることで、新たに受給権者になる者が発生する。
  - ② 年金分割される者の年金額が減少する一方、年金分割を受ける者の年金額が増加するなど、両者それぞれの年金額に変化が生じる。

など、受給権者数や平均年金額などの受給権者に関する統計値に影響が生じる。

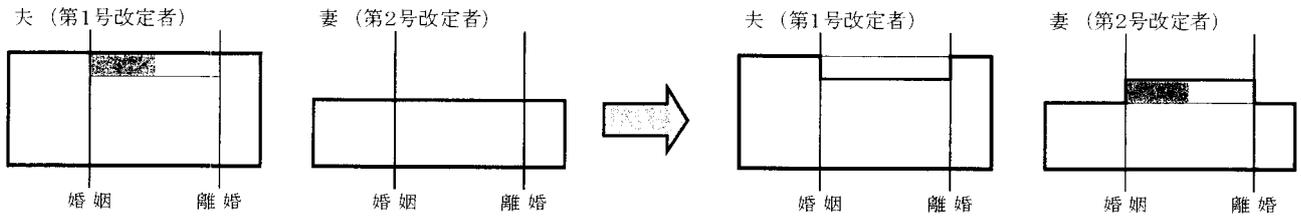
##### ○受給権者数、平均年金額への影響

- ・年金分割では、主として2頁のような分割のパターンが考えられる。
- ・老齢・退職年金の受給権者数は、パターンAやパターンBのように、年金分割を受ける者が被保険者であった期間を持っている場合には、年金分割がなくても受給権者であるため影響を受けないが、パターンCのように、年金分割を受ける者が被保険者であった期間を持っていない場合には1人分増え、結果として受給権者数は増加する。
- ・老齢・退職年金の平均年金額は、分子の年金総額はほぼ変わらずに分母の受給権者数が増えることになるため、年金分割によって低くなる傾向があるものと考えられる。

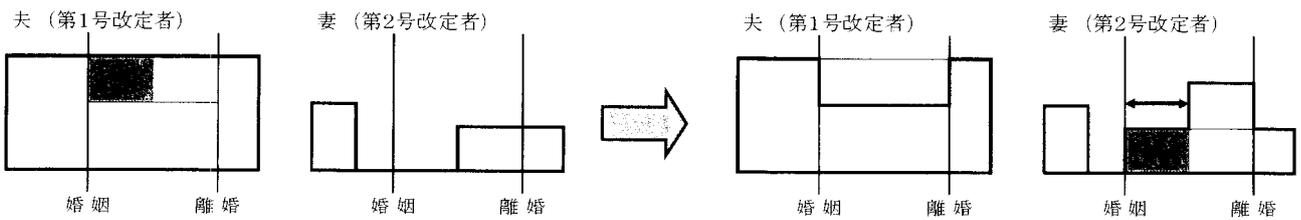
注：細かな部分は考慮せずに大まかな傾向を述べている。実際の年金分割は標準報酬を分割することで行われ、両者それぞれが自身の受給資格に応じた年金を受給するため、例えば、年金分割を受ける者は自身の支給開始年齢まで年金が支給されないことや、分割を行った後に当該分割をされた元配偶者が死亡しても当該分割分の支給は続くことなども影響する。

[離婚分割の主なパターン] 《夫から妻へ年金分割される場合のイメージ図》

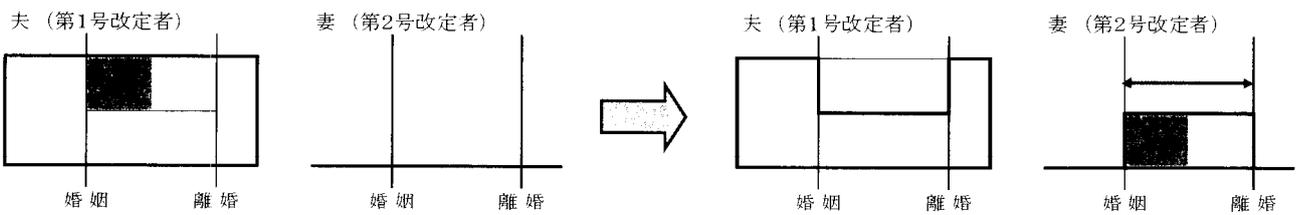
◆パターンA : 婚姻期間中は夫婦共に被保険者



◆パターンB : 妻は被保険者であった期間を持ち、婚姻期間中に被保険者でない期間がある



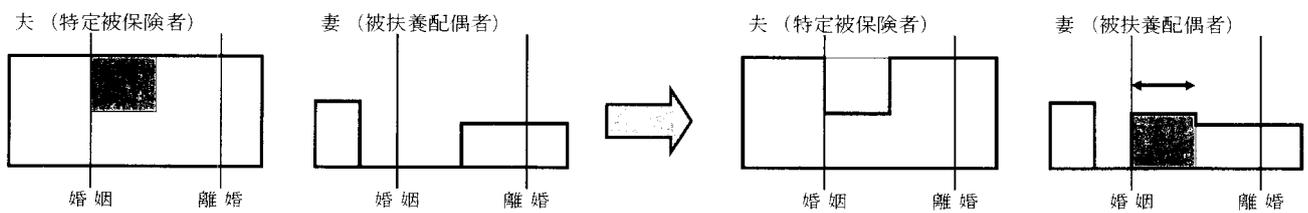
◆パターンC : 妻は被保険者であった期間を持たない



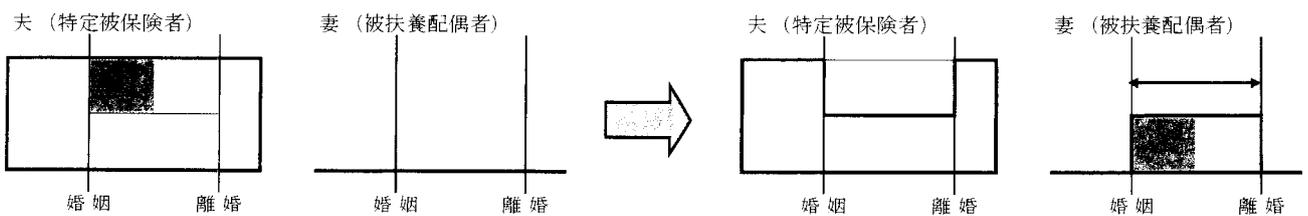
※パターンB、Cにおける第2号改定者の青い矢印の期間が、「離婚時みなし被保険者期間」である。

[3号分割の主なパターン] 《夫から妻へ年金分割される場合のイメージ図》

◆パターンB : 妻は被保険者であった期間を持つ (婚姻期間中に第3号被保険者期間あり)



◆パターンC : 妻は被保険者であった期間を持たない (婚姻期間中に第3号被保険者期間あり)



※パターンB、Cにおける被扶養配偶者の青い矢印の期間が、「被扶養配偶者みなし被保険者期間」である。

## 2. みなし被保険者期間

### ○みなし被保険者期間

- ・ 離婚分割では、分割の対象期間（＝婚姻期間等）のうち第1号改定者の被保険者期間であって第2号改定者の被保険者でない期間は、第2号改定者の被保険者期間であったものとみなされる。

→「離婚時みなし被保険者期間」という。2頁の図を参照。

- ※第1号改定者 （年金分割をされる側の）被保険者又は被保険者であった者
- ※第2号改定者 第1号改定者の配偶者であった者（＝年金分割を受ける側）

- ・ 同様に、3号分割では、分割の対象となった特定期間（被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として第3号被保険者であった期間）に係る被保険者期間は、被扶養配偶者の被保険者期間であったものとみなされる。

→「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。2頁の図を参照。

- ※特定被保険者 被保険者であった期間中に被扶養配偶者を有していた被保険者又は被保険者であった者
- ※被扶養配偶者 特定被保険者の被扶養配偶者（当該被保険者の配偶者として国民年金の第3号被保険者に該当していた者）

### ○みなし被保険者期間の扱い

- ・ これらの「みなし被保険者期間」については、
  - ① 厚生年金・共済年金の年金額算定の基礎となる（報酬比例部分にのみ影響し、基礎年金額には影響しない）一方で、
  - ② 年金の受給資格期間や、加給年金の支給の有無をみる際の被保険者期間などには算入しない扱いとなっている。

### 3. 年金分割を行った場合の老齢・退年相当の定義（判定の基準）

#### ○老齢・退年相当

- ・ 現在の老齢・退年相当の定義（判定の基準）は、以下のとおりである。

老齢・退年相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている（※）新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。

※経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）も含む。

- ・ このように、新法の老齢厚生年金及び退職共済年金については、「当該制度の被保険者期間」の長さによって、老齢・退年相当であるかどうかを判定している。

#### ○検討すべき事項

- ・ 前述のように、年金分割を行った場合、分割の対象となった期間のうち自身が当該制度の被保険者でなかった期間についても標準報酬があることとなり、「みなし被保険者期間」として報酬比例部分の年金額算定の基礎となる。
- ・ 一方、この「みなし被保険者期間」については、年金の受給資格期間の判定や、加給年金の支給の有無の判定、基礎年金額の算定の際などには、被保険者期間に算入しない扱いとなっており、上記とは異なる扱いとなっている。
- ・ このような点を踏まえた上で、  
年金分割を行った場合の新法老齢厚生年金及び退職年金の老齢・退年相当の判定の際に、**みなし被保険者期間を当該制度の被保険者期間に算入すべきかどうか**  
について、検討する必要がある。

#### ○論点

- ・ 老齢・退年相当は「当該制度の期間だけで老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている年金」と考え、「受給資格期間の判定」という観点を重視し、受給資格期間の判定の際の扱いと同様に、  
「老齢・退年相当の判定の際には、みなし被保険者期間を被保険者期間に含めない」  
とする考え方についてどう考えるか。

- ・ 一方、「受給する年金額の基礎となる期間の長さで判定する」という観点を重視し、報酬比例部分の年金額算定時の扱いと同様に、  
「老齢・退年相当の判定の際には、みなし被保険者期間を被保険者期間に含める」  
という考え方もあるが、どう考えるか。
- ・ 両者いずれの場合にしても、老齢・退年相当の平均年金額を算出する際には、老齢・退年相当と判定された受給権者について、実際に受給する年金額全体（＝みなし被保険者期間分も含めた全体の年金額）を対象としてはどうか。また、これに対応する平均加入期間についても、同様の扱いとしてはどうか。

## (参考資料) 関連用語 (厚生年金の場合)

### ○離婚時の年金分割

#### ◆第1号改定者

(離婚時の年金分割をされる側の) 被保険者又は被保険者であった者

#### ◆第2号改定者

第1号改定者の配偶者であった者 (=年金分割を受ける側)

#### ◆離婚時みなし被保険者期間

離婚時年金分割の対象期間 (=婚姻期間等) のうち第1号改定者の被保険者期間であって第2号改定者の被保険者でない期間は、第2号改定者の被保険者期間であったものとみなす。この期間を「離婚時みなし被保険者期間」という。

### ○第3号被保険者期間に係る年金分割

#### ◆特定被保険者

被保険者であった期間中に被扶養配偶者を有していた被保険者又は被保険者であった者

#### ◆被扶養配偶者

特定被保険者の被扶養配偶者 (当該被保険者の配偶者として国民年金の第3号被保険者に該当していた者)

#### ◆特定期間

特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として第3号被保険者であった期間

#### ◆被扶養配偶者みなし被保険者期間

年金分割の対象となった特定期間に係る被保険者期間は、被扶養配偶者の被保険者期間であったものとみなす。この期間を「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。

# 離婚時の厚生年金の分割(平成19年4月施行)

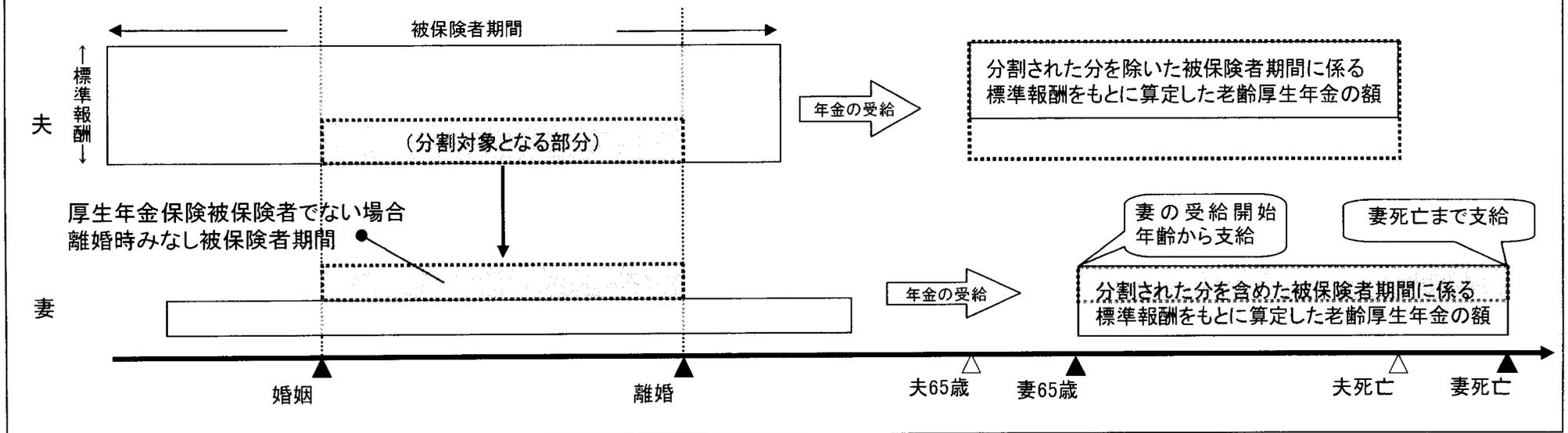
## 離婚時の厚生年金分割の仕組み

- 離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金の被保険者期間に係る標準報酬を、離婚時に限り、当事者間で分割することを認める。
- 施行日以降に成立した離婚を対象とする。  
ただし、施行日以前の厚生年金の被保険者期間に係る標準報酬も分割対象とする。
- 分割割合は、離婚当事者の被保険者期間に係る標準報酬の合計額の5割を上限とする。
- 離婚当事者間の協議で分割割合について合意の上、社会保険事務所に厚生年金分割の請求を行う。
- 合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、裁判所が分割割合を定めることができる。

## 離婚時の厚生年金分割の効果

- 分割を受けた者は、自身の厚生年金受給資格(老齢・障害等)に応じた年金を受給。
  - ・自身が老齢に達するまで老齢厚生年金は支給されない。
- 分割を行った元配偶者が死亡しても、自身の厚生年金受給に影響しない。
- 分割は厚生年金(報酬比例部分)の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しない。
- 原則として、分割された被保険者期間に係る標準報酬は厚生年金額算定の基礎とするが、年金受給資格期間等には算入しない。

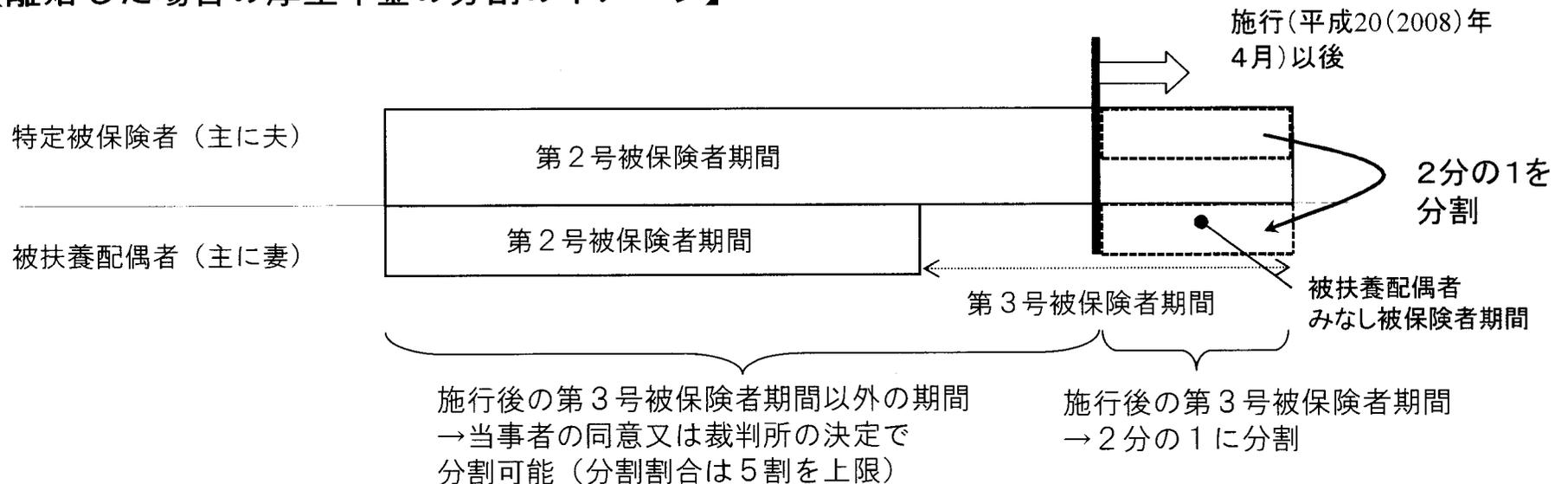
<イメージ図>



## 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割(平成20年4月施行)

- 被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する特定被保険者(第2号被保険者)が負担した保険料については、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする。(法律上明記)
- 平成20年4月以降の被扶養配偶者の第3号被保険者期間については、以下の場合に、特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬を特定被保険者の第2号被保険者期間に係る標準報酬に、2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定及び決定(以下「分割」という。)することができる。
  - ① 離婚をしたとき ② 婚姻の取消しをしたとき ③ 事実上婚姻関係の解消をしたとき
  - ④ 特定被保険者が長期間にわたり行方不明の状態である場合など、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にある場合と認められるとき

### 【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



# 公的年金制度一覽

## ○国民年金制度

(平成18年度末(平成19年3月末)現在)

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成20年4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第1号被保険者	万人 2,123	万人 2,520		万円 5.8	兆円 4.2	兆円 8.8	兆円 [9.4]	円 14,410	65歳
第2号被保険者	3,774								
第3号被保険者	1,079								
合計	6,976								
(参考) 公的年金加入者合計	7,038								

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、2万人である。  
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。  
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給権者数等を加えたものである。  
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。このほか、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は、5.3万円である。  
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。  
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。  
 なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。  
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

## ○被用者年金制度

(平成18年度末(平成19年3月末)現在)

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成20年4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成20年度)
厚生年金保険	万人 3,379	万人 1,198		万円 16.8	兆円 32.2	兆円 130.1	兆円 [139.8]	% 14.996	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 58歳 定額部分 一般男子・共済女子 63歳 厚生女子 61歳 坑内員・船員 58歳
国家公務員共済組合	108	64		22.1	1.9	8.8	[9.2]	14.896	
地方公務員共済組合	304	161		22.9	5.1	39.7	[42.0]	14.446	
私立学校教職員共済	46	9		21.5	0.4	3.4	[3.6]	11.876	
合計	3,836	1,433		17.7	39.6	182.0	[194.5]	5.7 [6.0]	

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。  
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)  
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。  
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。  
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、15.952%であり、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。また、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、15.766%である。  
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。  
 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。  
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。  
 (前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)